

平成26年第2回紀の川市議会定例会 第6日

平成26年6月27日（金曜日） 開 議 午前 9時27分
散 会 午前 10時09分

◎議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第80号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
議案第81号 訴えの提起について
議案第82号 紀の川市道路線の認定について
議案第83号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第3 議案第79号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第84号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その3工事）
議案第85号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その4工事）
議案第86号 工事請負契約の締結について（竜門小学校校舎等改築工事）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（請願第1号）
- 日程第6 委員会提出議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

出席議員（18名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	4番 中尾太久也
5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき	7番 石脇順治
9番 榎本喜之	10番 坂本康隆	11番 亀岡雅文
12番 村垣正造	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（4名）

3番 船 木 孝 明
8番 中 村 真 紀
13番 竹 村 広 明
14番 杉 原 勲

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	上 山 和 彦
総務部長	竹 中 俊 和	市民部長	中 邨 勝
地域振興部長	宇 田 美千子	保健福祉部長	服 部 恒 幸
農林商工部長	岩 坪 純 司	建設部長	福 岡 資 郎
国体対策局長	畑 野 孝 典	会計管理者	吉 田 靖
水道部長	田 村 佳 央	農業委員会事務局長	米 田 昌 生
教育長	松 下 裕	教育部長	山 本 弘 茂
総務部財政課長	杉 本 太		

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	議事調査課長	中 野 朋 哉
議事調査課課長補佐	田 中 啓 吾	議事調査課係長	藤 田 郁 也

（開議 午前 9時27分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告等も含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

なお、3番 船木孝明君、また14番 杉原 勲君より、所用のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日の委員会審査結果報告ですが、日程第1から日程第2では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第79号以外の案件について各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第3では、分割付託していた議案第79号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について、討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について

○議長（高田英亮君） まず、日程第1、議案78号 紀の川市税条例の一部改正についてを議題とします。

ただいま議題としました議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

委員会は、去る6月16日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案は1件であります。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案第78号については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定してございます。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第78号 紀の川市税条例の一部改正については、軽自動車税において新税率へ移行する時期はとただしたのに対し、軽三輪以上の普通四輪自動車等については、平成2

7年度以降に登録のあったものが平成28年度より新税率の対象となり、また二輪車等については平成27年度から新税率の適用となるとの答弁でございました。

また、法人市民税の改正点はとただしたのに対し、今回の改正点については、地方法人税の偏在是正のための措置であり、法人市民税を減額した部分を地方法人税で国税として徴収し、実際法人税等を納付している法人の負担割合については変化がないとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案第78号について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第78号についての反対討論。19番 石井 仁君の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について、反対討論を行います。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴って、軽自動車税の税率の引き上げを行い、また法人市民税の法人税割の税率を引き下げる内容となっています。今回の条例改正に対して、反対する理由を二つ述べたいと思います。

一つ目は、軽自動車税の税率の改定が市民の負担増につながるという点です。

平成27年度以降購入した軽自動車は、「7,200円」から「1万800円」になります。原動機付自転車やトラクターなど、小型特殊自動車の税額は、「1.25倍」から「2倍」に引き上げられます。生活に欠かせない移動手段として、また農業、営業をされている方に不可欠の軽自動車に負担増を求めることは認められません。

また、軽自動車税の引き上げの一方で、都道府県税である自動車取得税の減税が行われますが、軽自動車の減税割合は普通車や大型車よりも低く設定されています。結果として、軽自動車は取得税の減税による恩恵は少ないし、軽自動車税の負担は重くなるという庶民にとっていいことのない改定と言えますので、反対をしたいと思います。

二つ目は、法人税が県税と国税分と合わせると負担増となるという点です。

市税条例上では、法人税割の税率は引き下げられていますが、国税として地方法人税が新たにつくられることから、課税法人にとって減税になる体制ではありません。さらに紀の川市の場合、標準税率から制限税率に変えたことから、むしろ負担はふえることとなります。今までが低かったと見ることもでき、また資本金1億円以下で法人税額が500万円以下の事業所には負担増とならないように配慮した内容となっていますが、それでも今

回の改正で、市内の課税対象法人のうち2割近い法人が負担増となります。消費税が引き上げられてすぐのこの時期に、各法人には少なくない影響が出始めるであろうこの時期に負担増を求めていくということは、現時点ではすべきではないと考えます。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この税条例の改正は、法人市民税の法人税率を標準税率から一部制限税率に変更するもので、地方法人税の創設により、法人市民税の法人税割が引き下げられることや、実効法人税率の引き下げに伴う法人市民税の減少分を確保し、税源を堅持するための改正であります。

また、軽自動車税の改正は、30年以上改正がされておらず、徴税コストや普通自動車との負担のバランスを欠いていたこともあり、これを是正するための改正であり、また自動車取得税の減税による自動車取得税交付金の減少分を補い、道路整備などの財源を確保するための改正であります。

以上のように、税負担のバランスや財源の確保のためには必要な改正であると考え、私の本会議に対する賛成討論とします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結します。

これより、議案第78号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第78号 紀の川市税条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第80号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について から

議案第83号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第80号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第83号 紀の川市道路線の廃

止についてまでの4議案を一括議題とします。

ただいま議題としました4議案については、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。

産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第80号から議案第83号までの計4議案についてであります。

委員会は、去る6月18日、本庁舎6階委員会室1において、委員全員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審議の結果、当委員会に付託されました4議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりであります。

議案第81号 訴えの提起については、裁判所に訴訟を起こすに至った経緯についてただしたのに対し、訴えの相手方は、平成19年7月から住宅使用料の滞納が始まり、翌年3月には住宅管理課に無断で転出していた。以降、明け渡し及び未払い使用料の請求の文書を要求したが反応もなく進展がないため、不良債権も膨らむばかりとなることから、訴えの提起に至ったとの答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） これより、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、議案第80号から議案第83号についての討論を行います。

ただいま議題となっております4議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、順次採決を行います。

お諮りします。

議案第80号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第81号 訴えの提起については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第82号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第83号 紀の川市道路線の廃止については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案79号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案79号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

審査の日時、場所等につきましては、先ほど報告したとおりであります。

当委員会に付託されました議案第79号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

10款、1項、3目、賃金、就学支援体制構築事業について、支援事業の内容はとただしたのに対し、小学校就学に至る就学指導については、現在、就学指導適正委員会のほうで保健師や保育園の先生を中心で行っている就学指導を、元教諭等を早期支援コーディネーターとして新たに2名雇用し、本人または保護者と合意形成しながら教育支援計画を作成し、就学の指導を行っていく事業であるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る6月17日、本庁舎6階委員会室1において、委員5名の出席を得て開催し、付託された案件について、審査を行いました。

当委員会に付託されました議案第79号 紀の川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会の所管部分については、質疑もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会に付託されました議案第79号のうち、当委員会の所管部分について、審議の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、6款、1項、3目、農業振興費、農業振興団体活動支援事業について、紀の川スマートファーム協議会の構成と芋体験の場所についてただしたのに対し、構成は、近畿大学生物理工学部、紀の川市地球温暖化対策協議会、紀の川サイクリングクラブ、紀の里農業協同組合で構成し、市も入って構成員8名の協議会である。また、芋植えつけるところは、紀の川市尾崎184番地1の農地ですとの答弁でした。

次に、6款、1項、4目、農業振興施設費、農業施設管理運営事業について、遊具はどこに設置するのかとただしたのに対し、青洲の里と協議しながら進めていきたいと考えているが、青洲の里の下にある公園で、既存の遊具を設置している横に設置する予定であるとの答弁でした。

次に、7款、1項、1目、商工総務費、消費者行政事業について、消費者生活の被害状況は何件くらいかとただしたのに対し、被害状況については、相談時においても被害まで

至っていない、未然に対処できたなどいろいろな状況があるので、全てが把握しているものではないが、市の窓口への相談件数は、平成24年度で21件、平成25年度で72件とふえているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

これより、質疑を行います。

委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、議案第79号について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

議案第79号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第84号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その3工事） から

議案第86号 工事請負契約の締結について（竜門小学校校舎等改築工事）
まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、6月23日の本会議で提案説明のありました議案第84号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その3工事）から、議案第86号 工事請負契約の締結について（竜門小学校校舎等改築工事）までの3議案を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号から議案第86号までの3議案については、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決までを行うことに決しました。

それでは、議案第84号から議案第86号について、順次、質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第84号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その3工事）に対する質疑、討論、採決を行います。

議案第84号に対する質疑を行います。

議案第84号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第84号に対する討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、議案第84号について、採決を行います。

お諮りします。

議案第84号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第85号 工事請負契約の締結について（市道調月三和線道路新設改良その4工事）に対する質疑、討論、採決を行います。

議案第85号に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許可します。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 議案第85号について、質疑をさせていただきます。

入札参加業者が、同日行われた議案第84号にある同じ路線の工事入札に比べ、半数になっている点について、お伺いをいたします。

市道調月三和線道路新設改良その4工事は、その3工事に比べ区間延長も短く、工事金額も少なくなっています。しかし、工期は同じだと説明があったと思います。「だったら、なぜ」という疑問を持ってしまいます。応札しなかった業者にそれぞれの理由があるのでしょうか、その4工事は特殊な工法が用いられていると聞いています。また、その工法による工事に疑問を抱く業者もあったように聞いております。このことが影響して、参加が少なかったのではないのでしょうか。

工法の再検証は行いましたか。また、事後審査において落札業者に施工能力はありと再確認はしていますか。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 応札業者が少なかった理由といたしまして、特殊な工法が影響しているのではとの御指摘でございますが、補強擁壁のことかと存じます。この工法につきましては、1964年にフランスで開発された工法をもとに考案され、鋼製枠のスリットオールとして、現在では国交省をはじめ県内外で多くの施工実績を有してございます。

工法選定にあたりましては、特に用地幅や計画高に制約があったことや、議会等からも周辺環境に配慮することを求められていたことなどを考慮し、金額的な検討を行い、所定の安全率を満たした上で、経済性・施工性、景観、実績等総合的に検討をするとともに、県当局の指導も受けながら判断してございます。なお、質問の再検証においても、支障なしと確認をしているところでございます。

また、今回の条件付一般競争に係る事後審査につきましては、落札候補者に対し、再度事後審査資料として経営事項審査及び建設業許可証の写しなどの提出を求め、審査を行った結果、施工能力を含め入札参加資格要件を全て満たしており、落札者として決定してございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問は、ございませんか。

〔「再質問なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第85号に対する討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、議案第85号について、採決を行います。

お諮りします。

議案第85号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決すること決しました。

続きまして、議案第86号 工事請負契約の締結について（竜門小学校校舎等改築工事）に対する質疑、討論、採決を行います。

議案第86号に対する質疑を行います。

議案第86号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第86号に対する討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、議案第86号について、採決を行います。

お諮りします。

議案第86号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（請願第1号）

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していた請願第1号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてであります。

本件については、総務文教常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、慎重審査を要するため、閉会中も審査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

請願第1号については、委員長の申し出のとおり総務文教常任委員会において閉会中も審査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、総務文教常任委員会において閉会中も審査を継続することに決しました。

日程第6 委員会提出議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、委員会提出議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） ただいま議長から指名がございましたので、委員会提出議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長 榎本でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

提案理由ですが、現在、我が国にはウイルス性肝炎患者が350万人以上おり、肝炎が重篤化した肝硬変、肝がんが原因で、日に120人以上の方が亡くなっていると言われております。B型・C型肝炎ウイルスに感染した主な原因は、輸血や血液製剤、学校での集団予防接種の際に、注射針を使い回したことなどであり、国の法的責任も明確になっております。

市の状況を見ましても、住民検診でウイルス陽性反応の方が毎年数名おり、死亡要因でも肝がんは上位であることなどから、多くの方がウイルス性肝炎で苦しんでいると思えます。

したがって、ウイルス性肝炎患者、特に重篤化した肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援を実現するよう国に対し強く求めるため、意見書を提出するものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 委員長の提案説明が終了しました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

委員会提出議案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可します。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 今月6日から定例会開会し、本日27日をもって閉会ということになります。

提案させていただきました案件につきましては、全て御承認を賜り、十分御審議をいただいで、承認を賜ったこと感謝を申し上げます。

これから、梅雨明けと同時に、ますます暑さ厳しい毎日が続くものと思われまます。議員各位におかれましては、十分お体に注意をされまして、紀の川市の発展に今後とも頑張ってくださいますようお願い申し上げますとともに、この7月、8月も市の大きな行事もございませす。いろいろなそれらにつきましても御協力お願い申し上げます、簡単でございませす、閉会に当たりの御挨拶とさせていただきます。

御苦勞さんでございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成26年第2回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る6月6日に開会し、本日まで22日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことは、梅雨入りが発表されたにもかかわらず、晴天が続き、空梅雨かと心配していましたが、先日来より待ち望んでいた恵みの雨が降り、ほっとしているところですが、これからのシーズン、梅雨末期の集中豪雨や台風による災害への備えも重要かと思えます。

議員各位におかれましては、暑さ厳しくなる折、くれぐれも御自愛いただきまして、ますます議員活動に精励されますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成26年6月6日招集の平成26年第2回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前10時09分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員